

赤磐市立中央図書館建設基本計画



平成 1 8 年 3 月
赤磐市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	現中央図書館をとりまく状況	2
2 - 1	赤磐市における図書館の現状	2
2 - 2	赤磐市における図書館の課題	5
3	新中央図書館のめざす方向	6
3 - 1	新中央図書館の姿	6
3 - 2	新中央図書館のめざすサービス	9
3 - 3	図書館システムとネットワークの構築	10
3 - 4	新中央図書館の機能	11
4	新中央図書館の規模等の設定	14
5	施設計画	16
5 - 1	整備方針	16
5 - 2	各部門計画	18
5 - 3	各部門面積設定	22
5 - 4	敷地整備計画	28
6	管理・運営の基本方針	31
6 - 1	新中央図書館の業務内容	31
6 - 2	管理・運営の基本方針	32
7	新中央図書館開館に向けて	33
	資料編	37
1	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）	37
2	用語解説	41
3	参考資料（他自治体の図書館事例）	43
4	参考資料（斐川町立図書館平面図）	44
5	参考資料（洲本市立図書館平面図）	45

1 はじめに

赤磐市は平成 17 年 3 月 7 日、赤磐郡山陽町、赤坂町、熊山町及び吉井町が合併して誕生した。

第一次赤磐市総合計画において市の将来像を、「人“いきいき”まち“きらり”」と設定するとともに、まちづくりの基本理念として「安心して暮らせる快適なまち」「自然と文化を生かしたうるおいのあるまち」「活力ある個性豊かなまち」「行政と協働で築く市民主体のまち」の 4 項目を掲げて、新しいまちづくりを進めている。

また、新市の将来像を実現するための基本目標として、次の 6 項目を設定している。

- 一体感と和のある市民参画のまちづくり
- 自然と共生した快適で安全なまちづくり
- 健康で安心して暮らせるまちづくり
- 産業振興による魅力と活力のあるまちづくり
- 心豊かで生きがいのもてるまちづくり
- 財政基盤の安定したまちづくり

これらの基本目標を受け、生涯学習社会を確立させる主要な施策として、中核的拠点施設となる新中央図書館の建設が位置づけられている。

現在の中央図書館は昭和 61 年 7 月に旧山陽町立図書館として開館し、19 年が経過している。平成 16 年度の年間貸出冊数 235,000 冊、貸出登録者数 6,500 人、蔵書数は 112,000 冊を超え、子どもから大人まで幅広い市民に利用され、親しまれている。しかし、市役所に併設された床面積 600 m²の現図書館では、多様化する市民の要求に応え、資料・情報の充実を図ることが困難になっている。

こうした背景のもと、学識経験者・市民からなる検討委員会を設置し、新図書館の建設場所、規模などの目標、新図書館のあり方など基本的な方向性と、新図書館建設の整備方針・施設計画などについて検討を重ね、「赤磐市立中央図書館建設基本構想」及び「赤磐市立中央図書館建設基本計画」を取りまとめた。

2 現中央図書館をとりまく状況

2 - 1 赤磐市における図書館の現状

赤磐市には現在中央図書館及び赤坂、熊山、吉井の各地域図書館がある。これらの図書館の現状について、施設並びに図書の利用状況等の面から、以下に整理する。

(1) 赤磐市内の図書館の規模

赤磐市内の図書館の現状は下表「赤磐市内の図書館の状況」のとおりであり、延べ床面積で見ると吉井図書館が1,002㎡で最も大きく、次いで中央図書館(600㎡)、熊山図書館(176㎡)、赤坂図書館(150㎡)の順となっている。

これを生涯学習審議会図書館専門委員会報告(2000 図書館 12月)[参考資料](2)「数値目標」の例(貸出活動上位の公立図書館における整備状況)を数値目標として比較してみると、吉井図書館は旧吉井町の人口からみて十分広い延べ床面積を有しているが、中央図書館及び赤坂、熊山図書館は不十分であり、特に赤坂、熊山図書館については極めて狭い施設となっている。

(2) 赤磐市内の図書館の蔵書等

蔵書は中央図書館が112,552冊で最も多く、次いで熊山図書館(34,553冊)、赤坂図書館(27,051冊)、吉井図書館(26,772冊)の順となっている。これを前述の数値目標と比較してみると、中央図書館は数値目標を上回っており十分であるが、他の図書館は概ね数値目標の50~60%にとどまっております十分とはいえない状況である。

図書の購入冊数の蔵書冊数に対する割合を新規図書比として図書の新鮮度をみると、中央図書館が5.9%で最も高く、次いで吉井図書館(5.6%)、熊山図書館(4.2%)、赤坂図書館(4.0%)の順となっている。これを前述の数値目標の「開架に占める新規図書比」と比較してみると(蔵書に対する割合としては当該数値を約0.8倍する)、いずれの図書館も下回っており十分とはいえない。

(3) 赤磐市内の図書館の利用状況

貸出冊数は中央図書館が235,367冊で最も多く、次いで熊山図書館(32,854冊)、吉井図書館(30,437冊)、赤坂図書館(11,623冊)の順となっている。なお、利用状況を「人口1人当たりの貸出冊数」で前述の数値目標と比較すると、中央図書館は9.0冊で数値目標を下回っているが比較的近い数値となっている。一方、吉井図書館(5.6冊)、熊山図書館(3.6冊)及び赤坂図書館(2.3冊)は数値目標を大きく下回っている。

(4) 赤磐市内の図書館の職員数

職員数は正規職員と臨時職員を合わせて、中央図書館が12人(有資格者6人)で最も多く、次いで吉井図書館(4人内有資格者2人)、熊山(3人内有資格者2人)及び赤坂図書館(3人内有資格者2)の順となっている。前述の数値目標と比較すると、中央図書館は上回っているが他の図書館は若干下回っている。

表 赤磐市内の図書館の状況

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

図書館		中央図書館	赤坂図書館	熊山図書館	吉井図書館
人口(人)		26,015	5,050	9,102	5,457
職員数 ()内は 司書資格 者数	正規職員	4(3)	1(0)	1(1)	2(1)
	臨時職員	8(3)	2(2)	2(1)	2(1)
延面積(m ²)		600	150	176	1,002
蔵書冊数(冊)		112,552	27,051	34,553	26,772
購入冊数(冊)		6,693	1,075	1,451	1,499
新規図書比(%)		5.9	4.0	4.2	5.6
資料購入費(万円)		1,302	208	245	245
貸出者数		68,998	2,963	7,108	8,882
貸出冊数(冊)		235,367	11,623	32,854	30,473
リクエスト		6,022	479	542	209
レファレンス		4,875	205	34	-
人口1人当たりの貸 出冊数(冊)		9.0	2.3	3.6	5.6

* ()内は司書資格者数

* 購入冊数以下のデータは平成 16 年度実績

表 貸出活動上位の公立図書館における整備状況

(「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について(報告)」(平成12年12月8日)の参考基準:数値目標の例より)

人口段階別	1万人未満	1～3万人	3～10万人	10～30万人	30万人以上
平均人口	6,500	17,900	49,800	140,800	403,700
延べ床面積 ^{m²}	896	1,591	2,937	5,437	8,853
蔵書冊数	53,067	93,373	213,984	547,353	850,812
開架冊数(内数)	44,615	73,657	153,181	335,203	558,362
開架に占める新規図書比(%)	9.8	9.2	10.9	10.9	9.1
視聴覚資料点数	1,582	3,277	8,299	18,809	47,400
年間購入雑誌点数	124	130	255	615	955
資料費(千円)*1	9,841	17,635	35,398	74,629	143,361
人口1人換算(円)	1,500	1,000	700	550	350
人口1人年間貸出点数	14.4	13.8	11.4	10.0	7.8
職員数(有資格者)*2	5(3)	8(4)	19(11)	53(25)	98(58)

注:上記の表は「日本の図書館1999」(日本図書館協会編)をもとに同協会の協力により作成したものである。数値については、全国の市町村(政令指定都市及び特別区を除く)の公立図書館のうち、人口1人あたりの「資料貸出」点数の多い上位10%の図書館の平均数値を算出したものである。ここで示した数値を参考にしながら、各図書館において各々が選定した「指標」に係る「数値目標」を定め、時系列比較や同規模自治体などとの比較検討によって自己評価に活用し、図書館運営の一層の発展に資することが望まれる。

なお、ここで示した数値を上回るサービスを展開している図書館にあっては、さらに高い水準を目指して図書館サービスの充実を図ることが期待される。

*1 1998年度決算額

*2 非常勤、臨時職員を含むフルタイム相当人数

2 - 2 赤磐市における図書館の課題

赤磐市における図書館の現状を踏まえ、図書館の課題を以下に整理する。

(1) 人口規模に応じた規模をもつ快適な図書館の整備

赤磐市における図書館の規模は吉井図書館を除くと比較的小さく、とりわけ中央図書館は旧山陽町の人口レベルからみても規模が小さく、全市民を対象とした図書館としては極めて小規模となっている。一方中央図書館の蔵書数は旧山陽町の人口レベルに対応した数値目標を上回っており、中央図書館は延べ床面積が狭く蔵書が多い手狭な図書館といえる。

なお、赤磐市の人口は、合併によって約46,000人になっているが、今後も増加することが予測される。

従って、人口規模に応じた規模の中央図書館を整備し、快適な環境で市民が読書や情報入手を行うことができるようにすることが求められている。

(2) 生涯学習を保障する図書館の整備

少子高齢化の進展により赤磐市においても高齢者の比率が高くなっているが、一方で大規模な住宅団地が整備されたことにより岡山市へ通勤する住民が増加し、人口は増加している。従って、幼児から高齢者まで多様な学習要求が生まれており、それらに応えて生涯学習を保障するため、多様な要求に見合った図書館整備が急務となっている。特に子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことができないものであり、幼児の頃から図書館を介して図書と親しむ読書環境を整えることは、将来に向けて極めて重要になっている。

(3) 市民が利用しやすい図書館システムとネットワークの整備

赤磐市は市域が広く、公共交通が十分とはいえない状況のもとで、自動車が交通の中心になっている。そのような状況においては、市民の全てが気軽に中央図書館を利用することは困難である。したがって、中央図書館と地区図書館のオンライン化と移動図書館の巡回による一体化した図書館システムを形成するとともに、学校図書館との連携を進め、また、インターネットを活用した市民への資料・情報の提供と活用を図る。

さらに、中央図書館は、県立図書館、他市町村の図書館、国立国会図書館等とのネットワークを形成し、相互協力の窓口としての役割を果たすことが求められている。

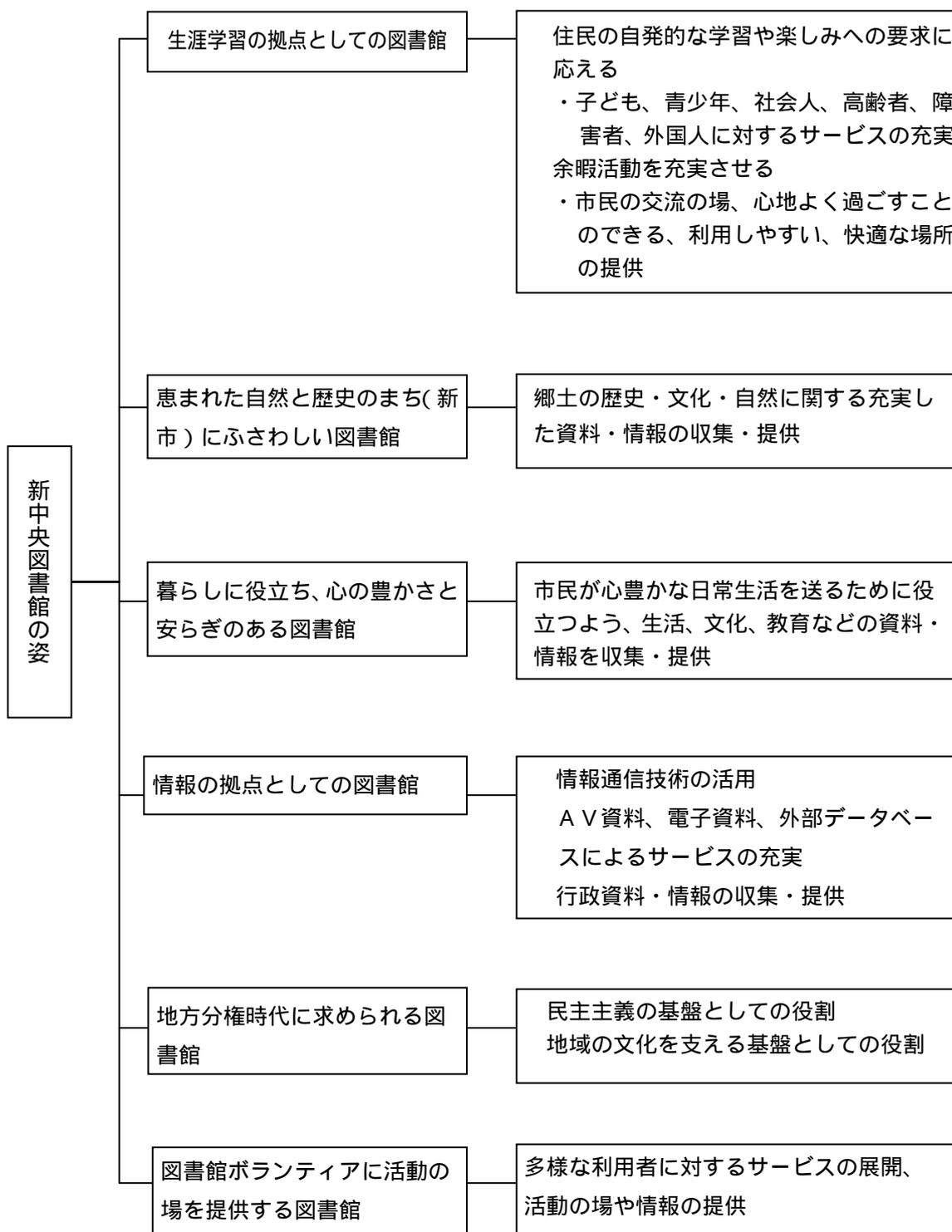
(4) 市民自治を育む図書館の整備

地方分権の時代を迎えるとともに、一方で、厳しい地方財政状況が続くなか、効率的で市民本位の行政が求められている。また、そのためには市民自らが自治の担い手として積極的に発言していくことが必要である。そのような自治の担い手を育てるうえで必要なものは幅広い知識や教養、情報公開を前提にした行政への市民参加であり、図書館にはそのための資料・情報の提供が求められている。

3 新中央図書館のめざす方向

3 - 1 新中央図書館の姿

これからのあるべき公共図書館の姿は「地域の文化と情報の拠点」であるという認識のもと、新中央図書館のめざす方向を次のように設定する。



(1) 生涯学習の拠点としての図書館

住民の自発的な学習や楽しみへの要求に応える

住民が求める資料を的確に把握し、住民の生涯学習をあらゆる角度から支援するため、住民の学習に必要な資料を収集し提供するという、生涯学習推進の中核施設の役割を担う。

・子どもに対するサービス

特に幼いころから本に親しむ環境づくりのために、乳幼児コーナーの設置、絵本の積極的な収集、読み聞かせ会等開催のサービスやブックスタートへの対応に留意する。

・青少年に対するサービス

青少年の読書要求に応えるとともに、新しいメディアに積極的に対応する。

・社会人に対するサービス

日常の暮らしや楽しみのため、さらに仕事にも役立つ資料・情報の収集・提供を行う。

・高齢者に対するサービス

くつろぎとゆとりあるスペースづくりに配慮し、大活字本の充実、また拡大読書器などを整備する。

・障害者に対するサービス

障害者用資料の積極的な収集や利用しやすい環境の整備、ボランティアと連携した対面朗読などのサービスを提供する。

・外国人に対するサービス

在住の外国人や本市を訪れる外国人にとって、利用しやすく使いやすい資料を提供する。余暇活動を充実させる

・利用しやすい、快適な施設

幼児から高齢者まで全ての世代にとって入りやすく、快適な施設であること。

・市民の交流の場、サロンとしての図書館

本との出会いだけでなく、本を介した人と人との出会いの場、コミュニケーションの場を提供する。

・ゆったりと心地よく過ごせる場

図書館を訪れた誰もが、心地よく過ごせる空間を提供する。

(2) 恵まれた自然と歴史のまちにふさわしい図書館

郷土の自然に関する充実した資料・情報の提供

郷土の自然を大切にしたいまちづくりに役立ち、また自然の大切さが分かる資料や情報の充実に努めるとともに、特産物である果実(桃・ぶどう)など地場産業の振興につながる資料や情報の充実に努める。

郷土の歴史や文化を大切にする

県下で第3位の規模を持つ両宮山古墳や、奈良時代備前国の国分寺や国分尼寺・熊山遺跡など、古くから政治・経済・文化の中心地として栄えた郷土の歴史を知るための資料の提供に努める。

(3)暮らしに役立ち、心の豊かさと安らぎのある図書館

市民が、安心とゆとりを持ち、心豊かに日常生活を送るために役立つ育児・衣食住・趣味など、生活・文化・教育などの情報や資料の収集と提供を行う。

(4)情報の拠点としての図書館

情報通信技術の活用

図書館のホームページを通じた積極的な情報の提供と発信とともに、市民が資料検索や電子化された情報そのものの閲覧ができるシステムを整備し、図書館の資料・情報を利用しやすくする。

A V資料、電子資料、外部データベースによるサービス

従来の図書館資料に加え、CDなどの音響資料、DVDやビデオなどの映像資料、さらに電子資料などの収集・提供とともに、外部データベースの活用を行う。

行政資料・情報の収集・提供

自治体の諸計画など地域づくりやまちづくりに関連する資料や情報を積極的に収集し、充実した情報提供を行う。

(5)地方分権時代に求められる図書館

民主主義の基盤としての役割

地方分権時代には、自分のまちのことは自分たちで考えることが求められる。

図書館は、住民に行政資料・地方自治やまちづくりを考えるさまざまな情報を提供し、共有することにより、民主主義が機能する社会基盤として役割を果たす。

地域の文化を支える基盤としての役割

地域の文化を守り発展させるために、貴重な資料や資源を保存し、後世に伝える。

(6)図書館ボランティアに活動の場を提供する図書館

子ども、青少年、社会人、高齢者、障害者等多様な利用者に対するサービスを展開するために、必要な知識・技能を有する者の参加を促進する。

そのため、希望者に対する活動の場や情報の提供、ボランティア養成のための研修など、諸条件の整備を行う。

3 - 2 新中央図書館のめざすサービス

新中央図書館では次の6項目の方針に基づき、サービスの展開を図る。

新市の図書館サービスの中核としての機能の充実

全市の図書館サービスの中核機関として、資料や情報の収集・保存・利用の面で高いレベルの機能を備える。

住民の求める資料を自由に気軽に貸し出す図書館

図書館の第1の機能は、一人ひとりの住民にその求める資料が無料で気軽に提供される個人貸出である。さまざまな資料や情報への要求を持っている全ての人に資料を提供するという機能を十分に果たすことが図書館の目的であり、そのために必要な資料の充実を図る。

レファレンスサービス（調査・相談業務）を重視した図書館

利用者の課題や調査・研究の相談に対して、資料案内・レファレンスサービスを行う。

このため、どのような情報の検索にも応えられる豊富な参考資料の確保に努めるとともに、電子メールの活用や外部情報にも配慮し、他の図書館、類縁機関とのネットワークを組み、利用者の幅広い資料要求に応える。

子どもに好かれる図書館

次代を担う子どもたちが幼いころから本に親しみ、図書館利用の楽しさを知る環境をつくり、また、子どもたちの情報活用や調べ学習への対応を進める。

気軽に利用できる図書館

幼児から高齢者・障害者まで等しくサービスが受けられるために、資料面の充実、安全な使いやすい施設への配慮を行う。また住民の利用しやすい時間帯・曜日に開館し、市民生活に密着した運営が必要である。

同時に病院入院者、高齢者、施設入所者、障害者など来館できない利用者への宅配サービス等も考慮する必要がある。

A V（視聴覚）資料の充実と、電子図書館機能など情報通信技術を活用した図書館

C D、D V D、ビデオ等のA V資料については図書館にふさわしい内容の資料の充実に配慮する。インターネットの普及に対応したアクセス環境を整備し、ホームページによる情報提供や、外部データベースの活用などによる利用者へのサービスを提供する。

3 - 3 図書館システムとネットワークの構築

新中央図書館を中枢として、3つの図書館（赤坂、熊山、吉井）と移動図書館により、全市を一体化した図書館システムを構築し、どの地域の人たちに対しても一定のサービスを提供できる図書館サービス網の体制を整える。

資料の収集・保存・提供を一体化するとともに、資料保存やレファレンスサービスなどにおける中央図書館と地域図書館の役割を明確化する。

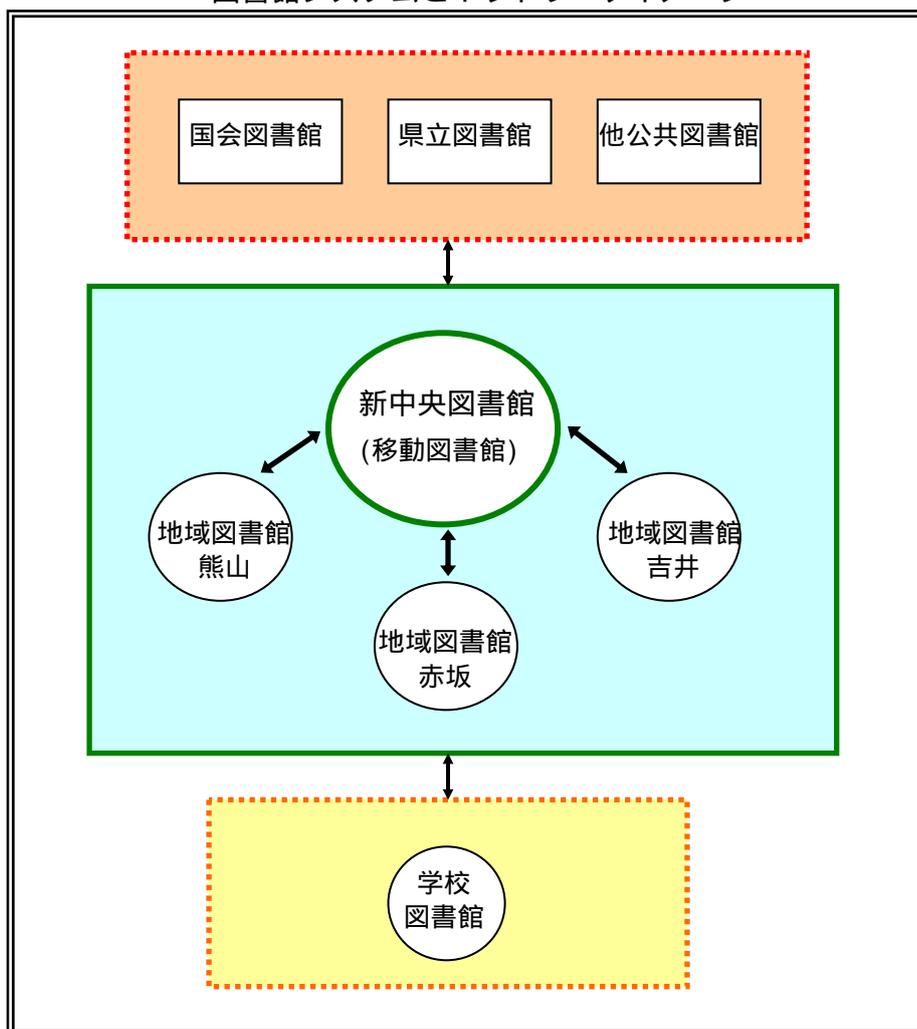
どの図書館からも全館の資料の貸出・返却・予約を可能とする。

全館の資料の検索、予約、貸出ができるようコンピューターシステムを一体化するとともに資料の搬送体制を整える。

市内の学校や公共施設と図書館が一体的に蔵書検索できるようにする等、市内の施設との協力体制を広げる。

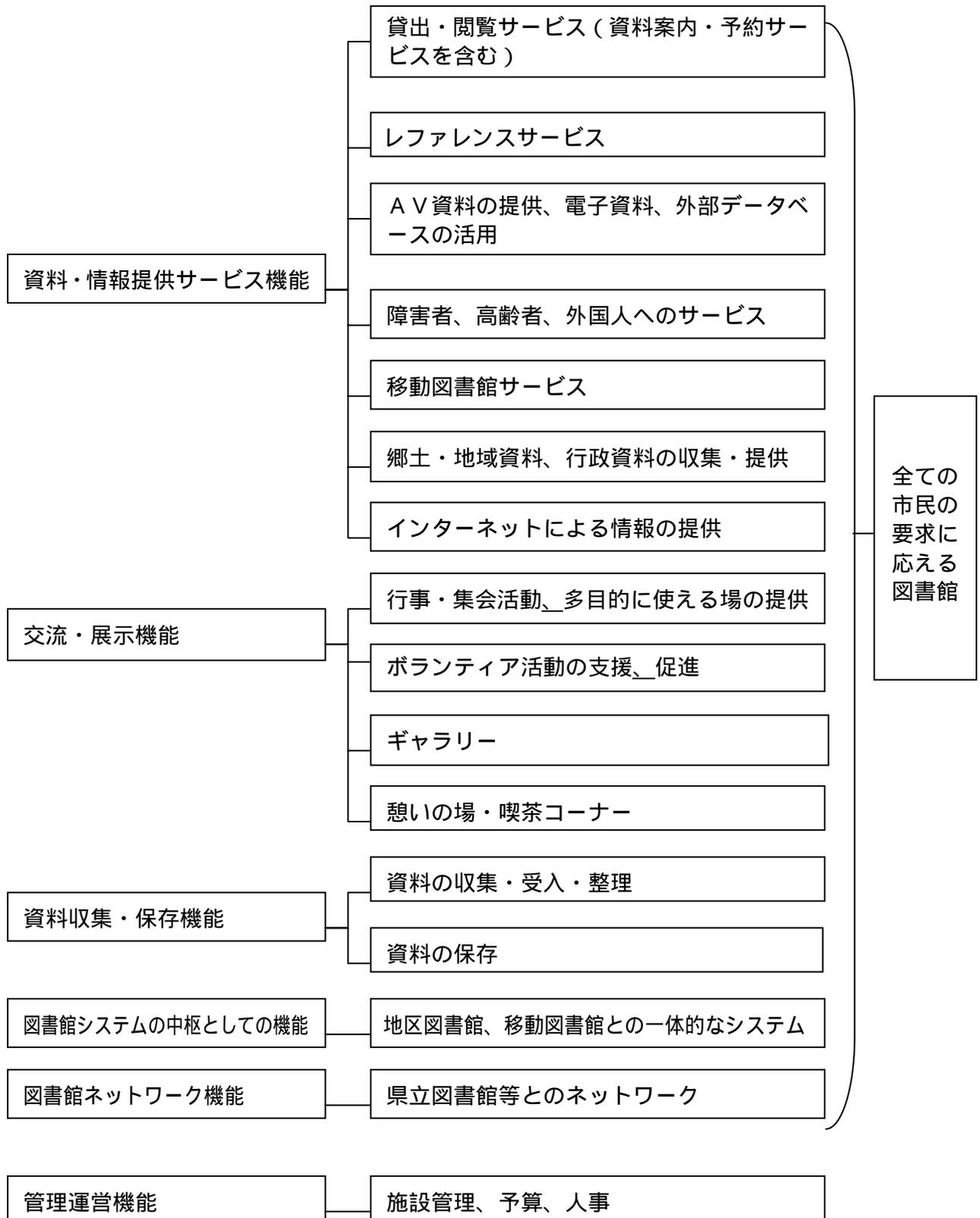
さらに、県立図書館、他市町村の図書館、国会図書館と図書館ネットワークを形成し、資料の貸借やレファレンスサービスにおいて相互協力の窓口としての役割を果たす。

図書館システムとネットワークイメージ



3 - 4 新中央図書館の機能

「新中央図書館のめざす姿」「新中央図書館のめざすサービス」を踏まえ、導入する機能を以下のとおり設定する。また新中央図書館の整備に当たっては、子ども、青少年、社会人、高齢者、障害者、外国人など全ての市民の要求に応えることを基本とする。



(1) 資料・情報提供サービス機能

貸出・閲覧サービス（資料案内・予約サービスを含む）

利用者が資料を探しやすく自由に取り出して選べるよう、わかりやすい図書の配置を行うとともに、ゆったりとした雰囲気の中で読書が楽しめるような閲覧スペースを設ける。

資料を探している人に対して、親切な資料案内を行い、徹底した予約サービスによって、必ず求める資料を提供できる職員の体制をつくる。

子ども、青少年、社会人、高齢者、障害者、外国人など多様な利用者の要求に対応した資料の整備とサービスを提供する。

・児童サービス

子どもたちが本の楽しさに出会い、自ら考え、自ら学ぶ力を育むことができるよう、乳幼児から小学生までの子どもたちを対象とした魅力ある絵本や読み物を豊富に揃え、子どもや親子がくつろいでゆっくり過ごせるスペースを整備する。

・青少年サービス

中学・高校生世代に、読書や図書館に関心を持つよう働きかけるサービスを展開する。青少年の興味や関心のある資料や情報を豊富に用意するとともに、青少年のコミュニケーションづくりの場とする。また、学校との連携を推進する。

・社会人サービス

日常の暮らしや楽しみのためのさらにビジネスや種々の職業など、仕事にも役立つ資料の収集・提供を行う。

・障害者サービス

障害のある人も来館しやすい環境を整え、対面朗読などのサービスや、録音図書、大活字本、字幕入り映像資料の収集などを実施するとともに、来館が困難な人たちのための家庭、病院、施設等への配送サービスを行う。

・高齢者サービス

大活字本の収集や拡大読書器の導入等を行うなど、高齢者に適した資料の収集・提供や高齢者にとって使いやすいくつろぎとゆとりのあるスペースを提供する。

・外国人サービス

異なる文化に対する理解と知識を得るための外国語資料や情報の提供とともに、赤磐市に住む外国人も利用できるようなサービスを展開する。

レファレンスサービス

市民の調査・研究を手助けし、来館、あるいは電話やメールによるさまざまな質問に応えるため専門職員によるレファレンスサービスの体制を整える。

A V資料の提供、電子資料、外部データベースの活用

C D、ビデオ、DVD等のA V資料については、図書館にふさわしい内容の資料の充実に配慮する。調べもの、調査・研究等においてインターネットによる外部データベースを積極的に活用する。

移動図書館サービス

図書館の全域サービス実施には必要不可欠なもので、図書館に足を運ぶのに困難がある人々に対して移動図書館による貸出サービスを行う。

郷土・地域資料、行政資料の収集・提供

郷土の歴史や地域の現状について知るための資料として、図書や雑誌以外にも地域でしか収集できない種々さまざまな資料がある。これらの郷土・地域資料や行政資料・情報は地域の図書館の責任として徹底的に収集し、市民や市外の人たちへ積極的に提供する。

特に豊かな自然に恵まれた本市にふさわしい郷土に関連した自然や特産物である果実をテーマにした資料の収集を重視するとともに、郷土の自然・特産物コーナーの配置等を検討する。

インターネットによる情報の提供

ホームページを充実させて、蔵書の検索や予約、利用案内に留まらず、様々な面での情報発信を積極的に展開する。

(2) 交流・展示機能

行事・集会活動、多目的に使える場の提供

市民の学習・文化活動への要求に応え、子どもたちの読書への楽しみと図書館への親しさを広げるために、様々な行事・集会活動を行う。

講演・研修・学習会等多目的に利用できる場を提供する。

ボランティア活動の支援、促進

活動の場や情報の提供、研修の機会を提供する。

ギャラリー

市民の作品等の展示やイベント、各種掲示を行えるようにする。

憩いの場・喫茶コーナー

利用者が相互に交流し、くつろげる場を提供する。

(3) 資料収集・保存機能

市民の生涯学習活動を支える拠点施設として、社会動向に配慮し、教養、趣味、文化、教育、ビジネス等、多様な市民の要求に対応した資料の収集・保存を行う。

(4) 図書館システムの中核としての機能

新中央図書館をシステムの中核として、3つの地域図書館(赤坂・熊山・吉井)と連携したシステムや移動図書館により全市に対する図書館サービス網を構築する。

さらに、市内の学校図書館等との協力体制を広げる。

(5) 図書館ネットワーク機能

県立図書館、他市町村図書館、国立国会図書館と、さらには大学図書館や専門図書館と連携したネットワークの窓口としての役割を果たす。

(6) 管理運営機能

施設管理、予算、人事

施設・設備の管理や資料等の購入を行うとともに、職員の配置、研修等の人事管理を行う。

4 新中央図書館の規模等の設定

「公立図書館の設置および運営上の望ましい基準」（平成12年12月8日）の「参考資料：（2）数値目標の例」に基づいて算定すると、赤磐市の中央図書館の規模は次の表となる。

算定にあたっては、「新市建設計画」で設定された将来人口（平成27年）46,644人にその後の増加分も加味し、50,000人とする。

延べ床面積	2,942 m ²
蔵書冊数	214,717冊
開架冊数	153,581冊
年間受入図書冊数	16,740冊
年間購入雑誌点数	256点
視聴覚資料点数	8,322点
年間資料費	35,484,222円
職員数	19人
貸出点数	569,567点

（注）この目標の例は、生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会図書館専門委員会によるものである。

「公立図書館の設置および運営上の望ましい基準」

（平成12年12月8日）の「参考資料：（2）数値目標の例」

この報告の基準の内容においては、図書館サービスの計画的実施及び自己評価等のため、各図書館が各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定して、計画的に図書館サービスの実施を行うよう努めることとしている。このような「指標」や「数値目標」の例としては、次のようなものをあげることができる。

（1）「指標」の例

蔵書冊数	来館者数、来館回数
開架冊数	リクエスト件数
開架に占める新規図書比	レファレンス件数
視聴覚資料点数	集会・行事参加者数
年間購入雑誌点数	集会・行事参加回数
貸出冊数	利用者満足度
登録者数	

なお、これらの「指標」に係る具体的な「数値目標」の設定については、総数、人口1人あたりの数、人口に対する比率、登録者1人あたりの数、職員1人あたりの数などとするような工夫も考えられる。

（2）「数値目標」の例

具体的な「数値目標」を設定する際の参考として、以下の表を示す。（4頁参照）

赤磐市においては、高水準の図書館サービスの充実を図ることとし、規模の設定にあたっては前頁の数値目標の例を参考として、次のとおり新中央図書館の規模を設定する。

延べ床面積	約 3 , 0 0 0 m ²
蔵書冊数	約 2 2 万冊
開架冊数	約 1 5 万冊
年間受入図書冊数	約 1 7 , 0 0 0 冊
年間購入雑誌点数	約 3 0 0 点
視聴覚資料点数	約 8 , 4 0 0 点
年間資料費	約 3 , 6 0 0 万円
職員数	1 9 人
貸出点数	約 6 0 0 , 0 0 0 点

5 施設計画

5 - 1 整備方針

新中央図書館は赤磐市にとって重要な公共施設であり、文化と情報の拠点となる図書館機能を持つ施設である。また、合併して新たに発足した赤磐市に最初に建設される大きな施設であり、これらの側面から整備を進めることが必要である。

重要な公共施設という側面から

- ・ 社会性・景観性への配慮（周辺環境と調和した魅力的で品格あるデザインの採用）
- ・ 安全性（耐震・耐火、その他防災性の確保、防犯性への配慮）
- ・ 環境保全性（長寿命で省エネルギー・省資源及び周辺環境にたいする配慮）
- ・ 機能性（ユニバーサルデザインを取り入れた適切な室内環境の確保）
- ・ 経済性（使用期間中その機能を維持できる耐久性及び設備機器や情報機器の更新に柔軟に対応できるフレキシビリティの確保と施設の効率的な維持管理等）

図書館機能を持つ文化と情報の拠点となる施設という側面から

大量の資料の活発で有効な利用を可能とする機能性
幅広い市民に親しまれる温かさとくつろぎの雰囲気
多くの市民の長時間の利用に配慮した快適さと安全性
利用者にとっては使いやすく、職員にとっても働きやすい施設づくり
年月を経るにしたがって魅力を増す、図書館らしい文化性

赤磐市という地域に建つ施設という側面

赤磐市の歴史・文化・風土への配慮
赤磐市の中心ゾーンの景観及び街並みへの配慮

上記の3つの側面を踏まえ、新中央図書館は次の6項目を整備方針として、建設をすすめる。

(1) 安全で快適な施設

- 転倒、転落、衝突等のおそれがないこと
- 地震等の災害に対して安全であること
- 室内環境（温度、湿度、空気の質、照明、採光、音等）が快適に保たれること
- 防犯への対策を行うこと

(2) 子どもにも大人にも幅広い市民に親しまれ、活発に利用される施設

- 広々とした開架フロアに、大量の資料がわかりやすく、利用しやすく配置されること
- 入口や各コーナー、設備の配置がわかりやすく、利用者や職員の動線に配慮されていること

と

様々な目的を持って来館する利用者に応じた、多様な場を用意する。
地域の人々の交流やサロンとしての利用への配慮

(3) ユニバーサルデザインを取り入れた、利用者も職員も使いやすい施設

さまざまな障害を持った利用者が支障なく利用できる施設

配置、スペース、環境などに配慮した職員にとっても使いやすい施設

(4) 環境に配慮した施設

省エネルギーの実現

太陽光など自然エネルギーの利用

(5) メンテナンスしやすく、長寿命の施設

長期間、使い続けることのできる施設

将来的な図書館機能の変化や資料内容の変化・発展に柔軟に対応できるよう、固定壁を最小限にし、書架や家具の設計・配置についても配慮する。

維持管理しやすい施設

ランニングコストの軽減への配慮

(6) 赤磐市の中央図書館として魅力に富んだ外部デザインと豊かな外部空間を持つ施設

赤磐市の中核ゾーンのシンボルとなる魅力的な外部デザイン

緑や広場の配置など、敷地を十分活用して豊かな外部空間の形成

5 - 2 各部門計画

各部門の計画に当たって、基礎的な事項を以下に示す。基本・実施設計に際しては、各室について配慮すべき項目や付属設備等について、更に詳細な検討が必要である。

(1) 開架スペース(一般・青少年)

一般開架スペース

一般用の開架図書冊数は8～9万冊(一般・青少年・郷土地域資料を含めて)配架できるスペースを確保する。

書架間隔は人の背後を車いす、ブックトラックが通行できる幅とし、書架の高さはフロアの見通しと収納冊数の確保の両面に配慮し、低書架と高書架を適切に配置する。

書架の中での資料の展示機能を重視し、展示棚の自由な使用や展示台の適所への配置に配慮する。

青少年コーナー

中学生・高校生を対象とした資料の書架、あるいはコーナーなどの配置を検討する。

レファレンス資料と郷土・地域資料のコーナー

レファレンス資料と郷土・地域資料のコーナーを設ける。職員による案内と援助がしやすい場とし、机については、インターネットとの接続も可能とする。

新聞・雑誌コーナー

購入の新聞約20紙・雑誌約300誌が配架できるほか、寄贈雑誌の配架にも対応できること。明るくて、くつろいだ雰囲気、ゆとりあるスペースとすることが必要である。

視聴覚コーナー

CDやDVDなどのAV資料約7,000点を配架する。視聴機器やブースについては年々の変化が大きいことを考慮し、設計時に慎重に検討するとともに、将来的に縛られない配慮が必要である。

テーブル・椅子・ソファ等

テーブルはあくまでも資料を利用するためのものであり、持ち込み勉強に占拠されないことがないよう、できるだけ一箇所に固めずに、円形など形にも配慮して、窓際や書架の間など適所に配置する。くつろいだ雰囲気と、手軽な読書のため、ソファやスツールなどをフロアの各所に配置する。畳のコーナーについても検討する。

車いす対応の席を設ける。

対面朗読室

防音対策を施した対面朗読室を1室配置する。

サービスカウンター(案内・貸出・レファレンス)

サービスカウンターは利用者と図書館員が接する場であり、図書館サービスの中核機能を担っている図書館の顔である。利用者にとってはわかりやすく、気軽に利用でき、職員にとっては利用者の状況を把握し効率的に作業を行うことが求められる。

サービスカウンターの役割は図書館の総合案内、登録、資料の貸出、返却、レファレンス等である。

サービスカウンターの位置はエントランスに近い場所に配置し、背後に事務室及び作業と

返却本収納スペースを確保する。

カウンターに比較的近いエリアにOPAC（資料検索端末）を配置する。OPACはこのほかにフロアの適当な各所に配置することも検討する。

資料の複写にも対応できるよう、複写コーナーを検討する。

（２）児童開架スペース（児童）

子どもコーナーは大人のスペースと動線が交差しないように配慮し、ある程度のにぎやかさを前提とした位置に設ける。何よりも子どもたちにとって親しみのある、楽しいスペースとなるよう、明るさ、温かい雰囲気、カラーデザインなどに特に配慮する。

書架は低書架を基本とし、展示棚や展示台の機能を重視する。絵本のコーナーは特に表紙を見せる展示棚や平置きの展示台が大切で、小型の絵本に対応したり、変化と楽しさを演出したりする変形書架なども検討する。

テーブルは円形や楕円形を基本とし、小型のソファやスツールとともに、書架の間や窓際等、偏らないようにフロアの各所に配置する。

お話の部屋は絵本のコーナーの一角に配置し、カーペット敷きとして、照明の操作ができるよう配慮する。お話の時には閉じるが、日常的には開放して、子どもがすわって絵本を読んでもらったり、寝ころんだりできるスペースとして活用する。

（３）保存書庫

固定式書架

約7万冊の資料が分類配架できる保存スペースとする。

集密書架

利用頻度の低い資料約5万冊収納可能スペースとする。

公開書庫を設けるかどうかについては、設計の中で検討する。

（５）移動図書館

車庫スペース

移動図書館用の車が容易に出入りでき、利用者に危険がない位置に配置する。

作業スペース

移動図書館用の図書、及び書架、入れ替え作業の場所を確保する。

（６）集会・研修スペース

多目的室

映像・音響機器等の視聴覚設備を備えた、住民の研修や会議・集会にも利用できる100人用の多目的室を配置する。50人用会議室2室に分けて利用できるようにする。

ボランティア活動スペース

図書館で活動するボランティアグループが作業や打合わせを行う活動拠点となる部屋である。

(7) 交流展示スペース

エントランス

利用者を迎え、図書館部門、集会研修部門等、それぞれの目的の部門へと導き入れるエントランスは親しみやすく、開放的な雰囲気が求められる。

BDS（貸出確認装置）

図書館部門の入口に配置する。

ギャラリー

エントランスに接して展示コーナーを配置する。イベントや住民の作品の展示、行政情報の掲示等に使用する。

くつろぎ・喫茶コーナー

図書館や多目的室の利用者、その他の来館者が談話や休憩ができるように、くつろいだ雰囲気が必要である。給茶機・自動販売機を設置する。

(8) 管理・運営スペース

事務室・作業室

20人規模の事務室とする。管理業務と整理業務のスペースである。

コンピューター室

事務室に接して配置する。

スタッフラウンジ（救護室）

職員が食事や休憩等をとるスペース。利用者の緊急時の救護にも利用する。

ロッカー室

職員の更衣室・ロッカー室を設ける。

収納スペース

図書館管理、運営に必要なものを保管する。

図書館の内・外どちらからでも利用できるよう考慮する。

設備・機械室

電気・機械・空調等の設備・機械室を設置する。

なお、建物を2階建て以上にする場合はエレベーターの設置が必要である。

(9) 共用スペース

玄関・風除室

利用者がわかりやすい位置に配置する。駐車場・駐輪場からの動線にも配慮が必要である。

ブックポストを設置する。

トイレ・洗面所

男女用トイレ、多目的トイレ、子ども用トイレを配置する。なお、子ども用トイレは児童開架スペースに配置する。

授乳室

乳幼児を連れた利用者が気軽に利用できるように鍵のかかる授乳室を設置し、児童開架スペース等に配置する。

(1 0) その他

屋外駐車場

身体障害者用の駐車スペースは、玄関に近い位置に配置し、雨天時の配慮をする。

駐輪場

5 - 3 各部門面積設定

(1) 部門別面積試算

部門別計画をもとに、各スペースの規模を試算したものを下表に示す。

各部門面積計	3,000m ²
A 開架スペース（一般他）	1,100m ²
B 開架スペース（児童）	370m ²
C 保存書庫	290m ²
D 移動図書館	150m ²
E 集会・研修スペース	180m ²
F 交流・展示スペース	100m ²
G 管理・運営スペース	610m ²
H 共有スペース	200m ²

A 開架スペース（一般、青少年、自然・郷土・行政資料） : 約 1,100 m²

開架スペース

（一般、青少年、自然・郷土・行政資料を 8 ~ 9 万冊配架）

多様な読書スタイルに対応した席など

新聞・雑誌コーナー

視聴覚コーナー

資料検索席及びインターネット接続の可能な席など

対面朗読室など

サービスカウンター・貸出作業室

調査・研究コーナーなど

B 開架スペース（児童） : 約 370 m²

児童図書コーナー（絵本や子どものための図書約 4 万冊配架）

読書席など

おはなしの部屋など

C 保存書庫 : 約 290 m²

固定式書架（約 7 万冊分保存）

集密書架（図書換算で約 5 万冊分保存）

D 移動図書館 : 約 150 m²

車庫スペース

作業スペース

E 集会・研修スペース : 180 m²

多目的室（100人収容できる映像・音響機器を備えた部屋）
ボランティア活動スペースなど

F 交流・展示スペース : 100 m²

ギャラリー
くつろぎ・喫茶コーナーなど

G 管理・運営スペース : 610 m²

事務室（20人規模）・作業室
コンピューター室
スタッフラウンジ・救護室など
ロッカー室
収納スペース
設備・機械室

H 共用スペース : 200 m²

玄関・廊下・階段など
トイレ・洗面所
託児室・授乳室など

(2) 規模試算の基礎的データ

計画蔵書数等

蔵書冊数	約24～25万冊
開架冊数	約12～13万冊
(一般図書)	約8万～9万冊
(児童図書)	約4万冊
新聞・雑誌	新聞約20紙 雑誌約300誌
視聴覚資料点数	約7,000点
書庫	図書約7万冊 新聞・雑誌等約5万冊分(図書換算)

以下～に掲載している数値は規模試算のための参考数値である。

開架書架の収容冊数

(日本建築学会建築設計資料集成を参考に試算)

	書架段数	冊数/段	書架ピッチ	収容冊数/m ²	必要面積
一般図書	5段	30冊	1.8m	130冊	653 m ²
	5.5段			143冊	594 m ²
	6段			156冊	544 m ²
児童図書	3段	45冊	1.8m	117冊	341 m ²
	3.5段			136冊	294 m ²
	4段			156冊	256 m ²

1)一般図書 : 85,000冊、児童図書 : 40,000冊

2)書架1連の幅 : 90cm

3)通路などの余裕分 : 30%

(参考) 書架間隔

書架間隔	書架間で行える行為
165 cm	声を掛ければ人の背後をブックトラックが通行できる。
180 cm	人の背後をブックトラック、車椅子とも通行できる
210 cm	車椅子がすれ違うことができ、またブックトラックが利用者に気がねなく通行できる。

出典 : 新建築設計ノート図書館 (彰国社)

閉架書庫の収容冊数

(日本建築学会建築設計資料集成を参考に試算)

固定式書架	冊数 / 段	書架段数	書架ピッチ	収容冊数 / m ²	必要面積
	40 冊	7 段	1.35m	369 冊	190 m ²

- 1) 図書収納冊数 : 約 70,000 冊
- 2) 書架 1 連の幅 : 90 cm
- 3) 通路などの余裕分 : 20%

(メーカーカタログ等により試算)

集密書架	書架段数	収容冊数 / m ²	必要面積
	7 段	520 冊	95 m ²

- 1) 図書収納冊数 : 約 50,000 冊
- 2) 電動式集密書架を採用
- 3) 通路などの余裕分 : 20%

閲覧席等

(日本建築学会建築設計資料集成を参考に試算)

- 1) 1 人席 (大人) : $5.0 \text{ m}^2 / \text{人} = 3.3 \text{ m}^2 / \text{人} \times 1.5$ (余裕分)
- 2) 4 ~ 6 人席 (大人) : $2.6 \text{ m}^2 / \text{人} = 1.74 \text{ m}^2 / \text{人} \times 1.5$ (余裕分)

事務室・作業室

(これまでの事例などにより想定)

1 人あたり 10 m²

機械室

(これまでの事例などにより想定)

全体面積の 8 ~ 15% 程度

屋外駐車場

駐車台数は約 80 台程度が必要である。

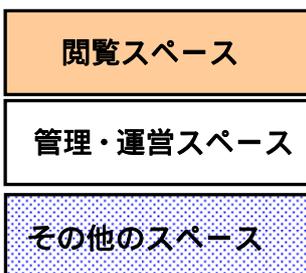
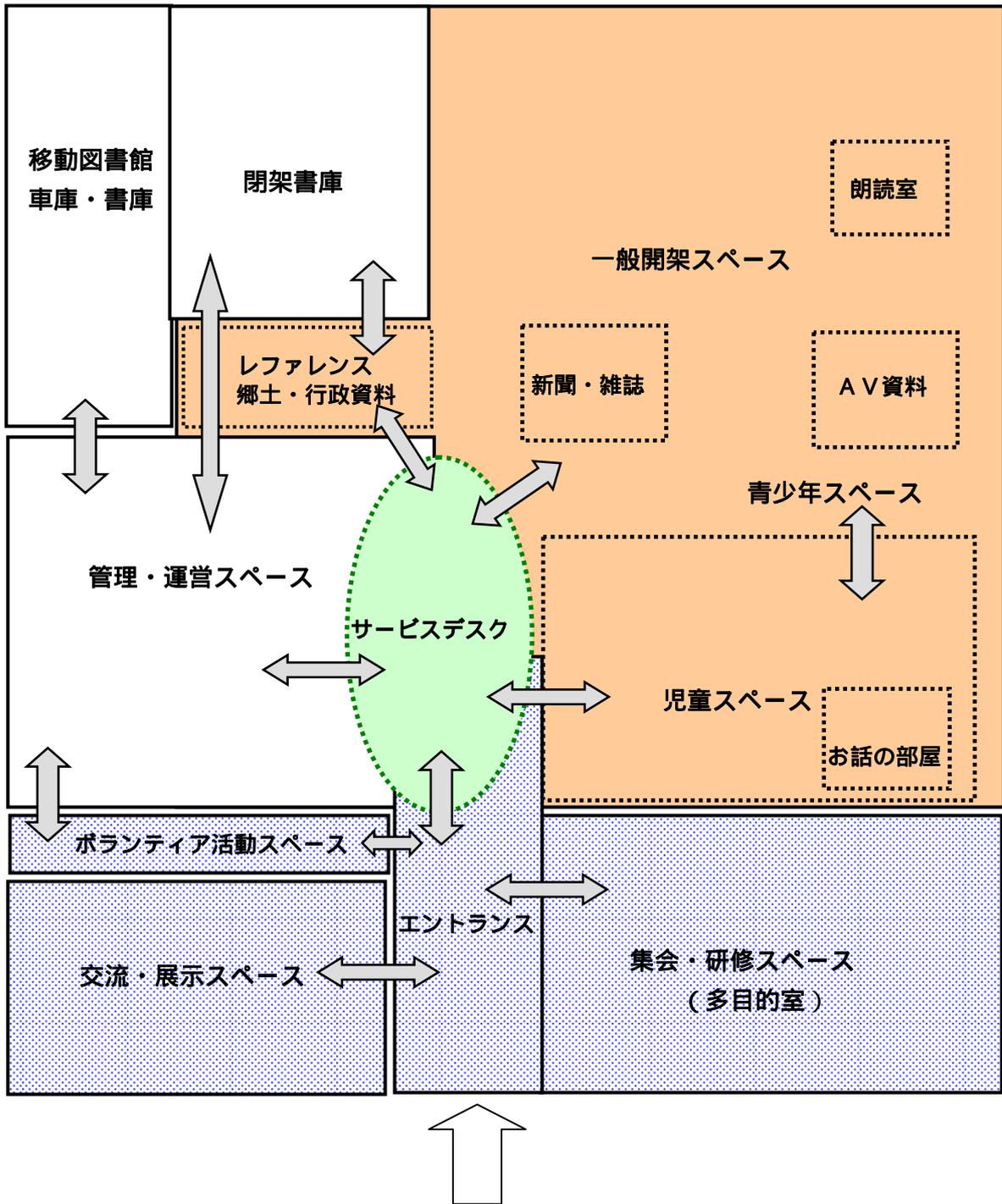
利用者の増加が見込まれる休日には周辺公共施設駐車場（市庁舎、公民館など）との共同利用の検討が望まれる。

必要駐車台数の想定は次のとおり。

（一般的な駐車場台数の算定方式により推計）

来館者数	A	サービス対象人口	50,000	人		
	B	新図書館で負担する貸出冊数	7	冊/人・年		
	C	来館者1人当たりの貸出冊数	2.5	冊/人		
	D	年間	350,000	冊	A*B	
	E	年間来館者数	140,000	人	D/C	
	F	開館日数	280	日		
	G	平均来館者数	500	人/日	E/F	
	H	平日・土曜・日曜日の来館者比率	1:2:2.5			
	I	ピーク時の集中率	20	%		
	J	平均来館者数	平日	352	人	G*比率
	K		土曜	705	人	G*比率
	L		日曜	882	人	G*比率
	M	ピーク時の在館者数	平日	70	人	J*I
	N		土曜	141	人	K*I
O	日曜		176	人	L*I	
座席	P	来館者の座席利用率	50	%		
	Q	必要座席数	日曜ピーク時	88	席	O*P
駐車場	R	来館者の自動車利用率	70	%		
	S	同乗人数	1.5	人		
	T	必要駐車場	日曜ピーク時	82	台	G*R/S
	U	来館者の自転車利用率	15	%		
	V	必要駐輪場	日曜ピーク時	26	台	G*U

各スペースの連携イメージ



利用者

5 - 4 敷地整備計画

(1) 敷地条件

敷地面積：9,647 m²

ただし、南西側の道路は幅員 5 m に拡幅するため、道路境界線は後退する。

前面道路

北西側前面道路幅員：約 10m、また歩道部分として 2 m を整備する。

北東側前面道路幅員：約 8 m

南西側：2.5～3mの道路及び水路

法的な条件（都市計画法・建築基準法）

- ・都市計画法の開発許可は不要
- ・第一種住居地域
- ・建ぺい率：60%
- ・容積率：200%
- ・日影規制（高さ 10m以上の建築物が対象となる。）

敷地内の現状建物等

現在本敷地は、山陽グラウンド及び山陽体育館として使用されているため、既存建物の解体・撤去が必要となる。

解体・撤去施設の概要

名称	構造	階数	延面積	備考
町民体育館	鉄骨造	平屋	558 m ²	
便所	C B造	平屋	30 m ²	
その他：鉄塔、掲示板、藤棚、ネットフェンス				

また本敷地内には、保存が必要な碑が 4 基存在する。碑は新中央図書館の敷地内に移設することが必要である。（桃太郎像、元町長像、高陽消防組碑、創造碑等）

敷地南西側の防火水槽（地下）の扱いについて協議が必要である。

敷地の高低差

グラウンドとして使用されており、ほぼ平坦な状態である。

排水条件

公共下水道に接続予定である。

忠魂碑

敷地東側には忠魂碑が設置されており、図書館建設後もその出入りの動線を確保することが必要である。

周辺施設

- ・本敷地南東側は住宅地となっている。
- ・北西側は郷土資料館、保健センター、中央公民館、市役所など公的な施設が立地する街区となっている。

(2) 敷地整備方針

敷地整備基本方針

本敷地は市の中核ゾーンに位置することから、良好な景観及び街並み形成に積極的に寄与することが必要である。また図書館利用者だけでなく周辺の行政施設等の利用者等にとっても、公園のような潤いと憩いの場を提供する環境整備が求められる。

駐車場の整備

本施設は自動車による利用が多いと予想される。従って、道路を挟んだ行政施設の駐車場との共同利用についても検討を行う。また、駐車場では舗装材の選定や緑化について十分配慮し敷地の環境整備を行う。

本敷地内には80～90台程度駐車場を確保することが可能である。

道路と敷地の関係

道路に面した部分には緩衝帯としてグリーンベルトを設ける。

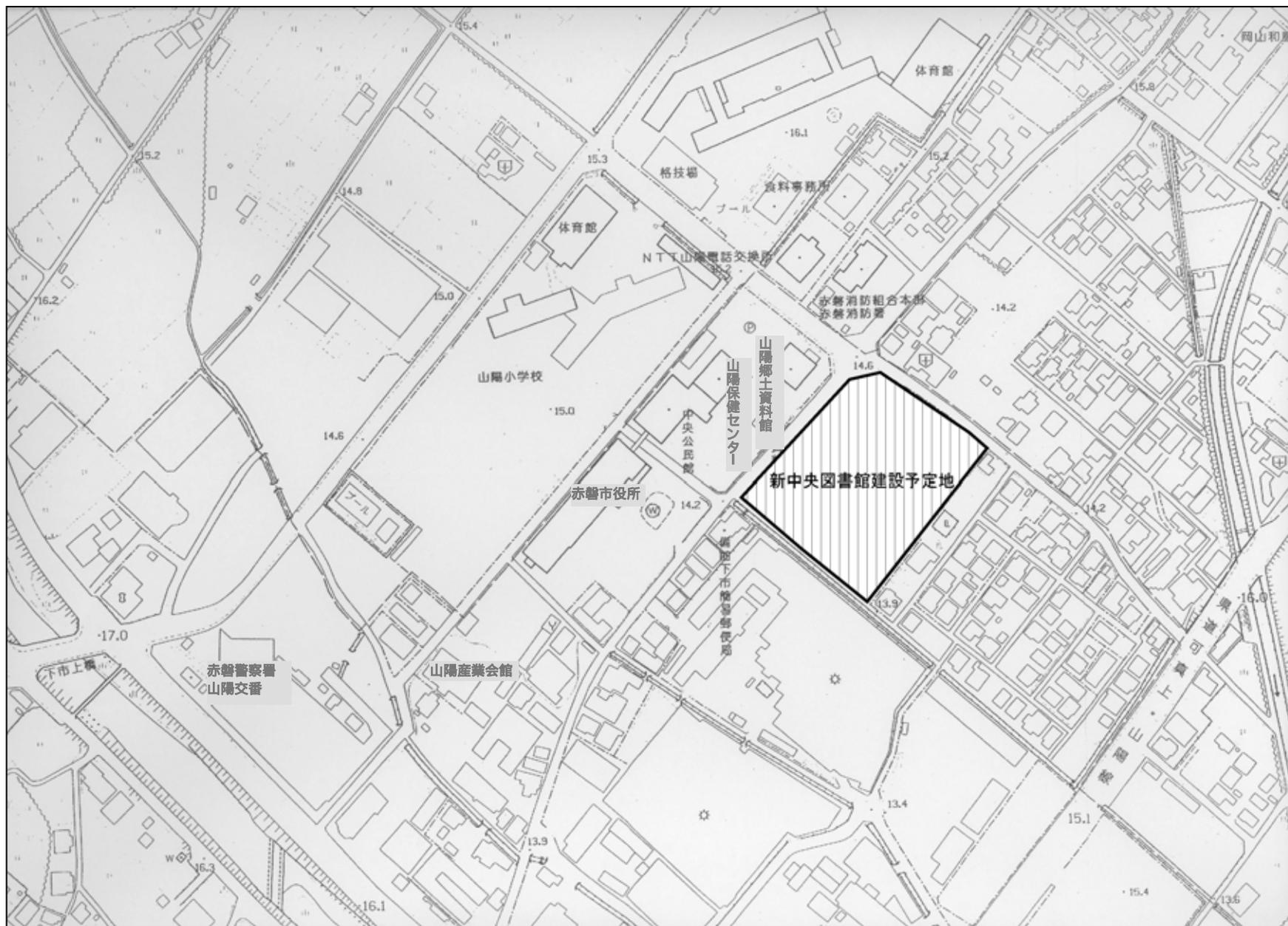
環境への配慮

緑化やエコマテリアルの選定、省エネルギー・省資源の推進、再生資源の利用等により、環境保全に配慮した、施設整備・敷地の環境整備をすすめる。

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害を持った人が気軽に利用できるよう、段差の解消、わかりやすい案内表示、アクセスしやすい施設計画、障害者用駐車スペースの確保等、「岡山県福祉のまちづくり条例」を踏まえ整備を進める。





6 管理・運営の基本方針

6 - 1 新中央図書館の業務内容

新中央図書館の主な業務は、大きくサービス業務、資料整理業務、企画・庶務・人事管理業務に分類され、主な業務として以下の項目が想定される。

(1) サービス業務

登録・貸出・閲覧
資料相談
予約・リクエスト
レファレンスサービス
集会・行事の企画・実施
ボランティアの育成・支援
利用対象者別サービス
・子ども、青少年、社会人、高齢者、障害者、外国人

(2) 資料整理業務

資料・図書の選択及び収集
図書の発注
図書の整理
その他資料の購入・整理等
・新聞、雑誌、パンフレット、視聴覚資料、地域資料
資料の保管、保存

(3) 企画・庶務・人事管理業務

経営計画
事業報告・分析
協議会など
教育委員会・議会への対応
広報・公聴
予算決算・会計
文書管理
施設管理
その他庶務
職員・研修
コンピューターシステム管理
インターネットの活用

6 - 2 管理・運営の基本方針

新中央図書館は、生涯学習施設の中核を担う施設として市民の誰もが、無料で多様な資料・情報入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に関わることのできる場である。

今後時代の変化に対応した多様で総合的なサービスの展開が望まれており、図書館の運営は専門性と継続性が必要とされることから、市の直営による運営を基本とする。

ただ合併後、財政面での一層の効率的な業務遂行が望まれるなか、効率的・効果的な運営を行うことは必須であり、常に図書館運営の評価・見直しが必要である。

また市民参加を促し、市民に親しまれる図書館運営をめざすため、次とおり運営方針を定める。

(1) 市民のニーズに対応した運営を行う

図書館が市民に親しまれ一層活用されるためには、図書館協議会をはじめ、日常的な利用者との対話を通じて、市民の提案や要求を図書館運営に反映させる努力が求められる。

夜間や日曜・祝日の開館、インターネットによる検索・予約など、市民の生活実態に対応したサービスを提供するために体制の整備が必要である。

(2) 専門職である司書を配置する

資料の収集・整理・保存、利用者への資料・情報提供サービス、資料の案内・紹介など、図書館の運営には専門職である司書の配置が必要。専門的なサービスを提供するのに必要な職員数を確保するとともに、職員の資質・能力の向上を図るため計画的・継続的な研修等も必要となる。

(3) 市民参加を促進し、市民との交流を図る

図書館が幅広い市民の交流の場となるように、図書館ボランティア活動に対する支援、研修の実施、各種イベントの取組等を含め市民参加を促進する。

7 新中央図書館開館に向けて

(1) 設計者選定方法

よい図書館建築を行うためには、意欲ある優れた建築家を選ぶことが不可欠である。

選び方には、設計料の多寡により選ぶ方式(入札方式)や設計案を選ぶ方式(設計競技コンペ方式)、計画条件に基づいて設計のコンセプト(基本概念)や主たるプロポーザル(提案)を求め、審査委員会が特定の設計者を判定するプロポーザル方式がある。

設計協議では、図面による判定を行うが、プロポーザル方式では設計者の建築観、図書館に対する理解、設計の考え方・進め方、設計担当者とチームの構成、これまでの実績などから総合的に判定を行う。

プロポーザル方式は、初期段階から発注者と協議体制で設計を進めることができ、最近の図書館建設に多く見られる。なお、条件については設計協議方式と同じく、公正な審査、審査の公開、などが求められる。

これらの方式のうち、新中央図書館の設計者の選定については、サービス向上を図る上で必要となる様々な機能に加えて、新市の「顔」としてふさわしい図書館としての品位とシンボル性が要求される建物であり、これらが効果的に機能できる施設を計画するには、設計者の創造性、技術力、経験を判断できる指名型プロポーザル方式の採用が望ましい。

(2) 図書館組織の整備

新中央図書館の設計・建設段階から開館準備に携わる組織を整備する必要がある。

特に組織の中心となる館長は、開館・運営の準備作業に速やかに取りかかることができるように、早急に人選を進めることが求められている。

(3) 資料の収集・情報システムの構築

開館時には膨大な資料が必要となるため、資料収集計画を策定し、建設段階から計画的に資料収集を行うことが必要である。

またコンピューターやソフトの選定、データベース化、BDSの導入等、システムの構築も並行して検討することが必要である。

(4) 市民との協働

新中央図書館建設計画について市民に適宜情報を提供するとともに、実施設計にあたり市民とのワークショップを実施するなど市民と協働して、図書館建設を推進することが必要である。

(5) 建設スケジュール (予定)

平成 1 8 年度

4 月 ~ 7 月	設計プロポーザル (準備期間を含めて)
7 月	設計者の決定
7 月 ~ 1 月	基本・実施設計
7 月 ~ 1 2 月	解体工事設計・解体工事

平成 1 9 年度

4 月 ~ 1 2 月	新中央図書館工事
1 月	工事竣工

平成 2 0 年度

4 月	新中央図書館オープン
-----	------------

< 建物配置のケーススタディ >

(ケース 1)



図書館に前庭を設けて敷地北東側に配置
 駐車場は市役所に近い位置に配置

(ケース 2)



図書館に前庭を設けて市役所側に配置
 駐車場は敷地北東側に配置

(ケース 3)



図書館を敷地北東側に道路に面して配置
駐車場は市役所に近い位置に配置

(ケース 4)



図書館を市役所側に道路に面して配置
駐車場を敷地北東側に配置

資料編

1 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抄）

文部科学省告示第 132 号 平成 13 年 7 月 18 日

1 総則

（1）趣旨

この基準は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 18 条に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、もって公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。

公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第 3 条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

（2）設置

都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。

市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

（3）図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、その図書館サービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。

公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

（4）資料及び情報の収集、提供等

資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。

資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。

地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。

都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえて、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の实情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。

多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。

電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。

本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実に図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職・転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。

児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。

高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。

地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。

館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。

専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。

図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。

専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(10) 図書館協議会

図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器、視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう求めるとともに、また利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 用語解説

A V 資料

Audio-visual 視聴覚資料

B D S

Book Detection System

資料の盗難、持ち出しを防止する為の資料管理システムの総称

O P A C

Online Public Access Catalog オンライン閲覧目録

エコマテリアル

地球や生態にやさしい素材

エントランス

入り口、玄関

キャリアアップ

経歴、職歴を引き上げること

ブース

仕切った小部屋、展示スペースなど

ブックスタート

幼児期からの絵本の読み聞かせを促進し、将来的な読書意欲を高める為に、ある年齢（大抵1歳）に達した子どもに年齢に見合った絵本などを配布する運動。最近では図書館が保健所、病院などと提携して、1歳児検診などをブックスタートの窓口にしている地方自治体もある。

ブックトラック

図書館内を雑誌や本を運ぶ手押し車

フレキシビリティ

柔軟性

メディア

媒体、手段、情報伝達手段、マスコミ

メンテナンス

機械類の維持、整備、保全

ユニバーサルデザイン

障害者、高齢者、健康な成人などの区別なく、すべての人が分け隔てなく使える普遍的な商品等を設計、デザインしようという考え方

ランニングコスト

運営に必要な費用

リクエスト

利用者の求める資料が図書館にない場合、予約すること。図書館は、その資料が返却されたときや他館から借用や購入して資料を提供する。

レファレンス・サービス

調査・研究・学習のために必要な資料・情報を求める利用者に対して、図書館員が図書館資料に基づく関連資料及び情報を提供する機能

3 参考資料（他自治体の図書館事例）

洲本市立図書館

蔵書冊数	146,030 冊
内児童書	30,642 冊
年間貸し出し	318,134 冊
奉仕人口	42,000 人
職員数	9 人
開館年月	1998年9月
図書館協会建築賞	2000年受賞

建物概要

RC造一部S造・地上2階・塔屋	
敷地面積	4,618 m ²
延べ面積	3,191 m ²
	m ²
	m ²
	m ²
	m ²
会議室	68 m ²
管理・事務室	220 m ²
書庫	320 m ²
一般・レファレンス等	1,295 m ²
児童開架室	460 m ²
	m ²
	m ²
(開架ゾーン小計)	1,755 m ²
視聴覚室	153 m ²
機械設備	205 m ²
その他	470 m ²

開架スペース割合	55.0%
----------	-------

座席数

一般開架席	140 席
	席
	席
児童開架席	86 席
	席
計	226 席

駐車・駐輪場

駐車場（市営駐車場利用）	
駐輪場	

むつ市立図書館

蔵書冊数	99,119 冊
内児童書	20,211 冊
年間貸し出し	189,473 冊
奉仕人口	50,683 人
職員数	14 人
開館年月	2000年4月
図書館協会建築賞	2002年受賞

建物概要

RC造・平屋	
敷地面積	9,215 m ²
延べ面積	3,240 m ²
玄関ホール	99 m ²
ラウンジ	68 m ²
読書室	47 m ²
集会室	72 m ²
会議室	31 m ²
事務室	155 m ²
書庫	274 m ²
一般書ホール	560 m ²
こども図書館	275 m ²
新聞・雑誌コーナー	83 m ²
視聴覚コーナー	83 m ²
(開架ゾーン小計)	1,001 m ²
あすなろホール	136 m ²
機械設備	145 m ²
その他	1,212 m ²

開架スペース割合	30.9%
----------	-------

座席数

一般開架席	83 席
学習室	14 席
朗読室	4 席
児童開架席	56 席
AV室	33 席
計	190 席

駐車・駐輪場

駐車場	40 台
駐輪場	16 台

斐川町立図書館

蔵書冊数	92,831 冊
内児童書	21,777 冊
年間貸し出し	137,487 冊
奉仕人口	28,000 人
職員数	13(2)* 人
開館年月	2003年10月
図書館協会建築賞	2005年受賞

*職員の内、2人は学校図書館へ派遣

建物概要

RC造一部S造・地上2階	
敷地面積	11,999 m ²
延べ面積	2,958 m ²
玄関ホール・ラウンジ	333 m ²
	m ²
	m ²
	m ²
集会・会議室	146 m ²
管理・事務室	381 m ²
書庫	328 m ²
開架室	1,424 m ²
	m ²
	m ²
	m ²
(開架ゾーン小計)	1,424 m ²
視聴覚室	m ²
機械設備	m ²
その他	345 m ²

開架スペース割合	48.1%
----------	-------

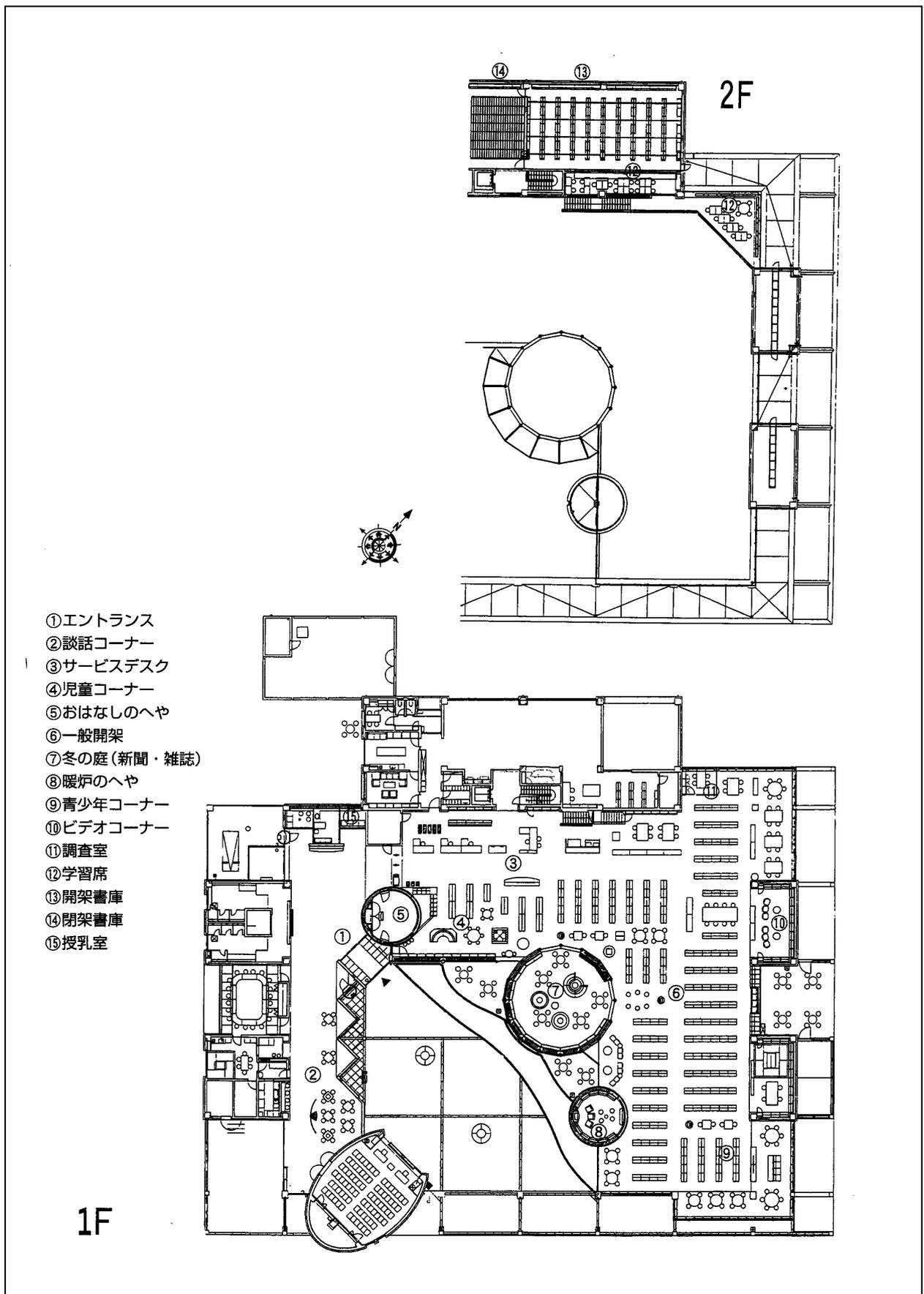
座席数

一般開架席	100 席
レファレンス室	32 席
学習室	26 席
児童開架席	30 席
	席
計	席

駐車・駐輪場

駐車場	83 台
駐輪場	50 台

4 参考資料 (斐川町立図書館平面図)



5 参考資料（洲本市立図書館平面図）

